

令和2年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和2年5月8日（金曜日）

○議事日程

- 1 仮議席の指定について
- 2 選挙第1号 議長の選挙について
- 追加 1 会議録署名議員の指名
- 追加 2 会期の決定について
- 追加 3 選挙第2号 副議長の選挙について
- 追加 4 議席の指定について
- 追加 5 常任委員の選任について
- 追加 6 議会運営委員の選任について
- 追加 7 議会広報特別委員会の設置について
- 追加 8 選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙について
- 追加 9 選挙第4号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 追加 10 選挙第5号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙について
- 追加 11 発委第1号 議会運営委員会の所管事務調査について

○追加議事日程第2

- 1 議長の常任委員辞任について

○追加議事日程第3

- 1 行政報告
- 2 教育行政報告
- 3 報告第2号 専決処分の報告について
- 4 報告第3号 専決処分の報告について
- 5 報告第4号 専決処分の報告について
- 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 議案第35号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第36号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 11 議案第37号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 12 議案第38号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
兼総務課長（事務取扱）	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼老人福祉センター所長	宝 泉 大
地域包括支援センター長	村 上 洋 子
健康管理センター長	佐 藤 清 美
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭 力
保健福祉課子育て支援室長補佐	山 崎 義 和
認定こども園ひろお保育園長	道 尚 子
認定こども園ひろお保育園副園長	成 田 ま ゆ み
兼豊似保育所長	成 田 ま ゆ み

特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	小	川	浩	司
兼 図 書 館 長	小	川	浩	司
兼 海 洋 博 物 館 長	小	川	浩	司

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	西	脇	秀	司
事 務 局 次 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	保	坂	一	也
総 務 係 主 事	西	村		萌

開会 午前10時00分

1、議会事務局長（白石） 事務局長の白石でございます。

本臨時会におきましては、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

ただいまの出席議員中、星加廣保議員が年長者でありますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

星加議員、議長席までお願いいたします。

1、臨時議長（星加） ただいま紹介をいただきました星加廣保でございます。地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

◎自己紹介

1、臨時議長（星加） 開会に先立ち、一般選挙後、最初の議会でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、議員の自己紹介をお願いします。

前列の松田健司議員から順次、住所、氏名、職業の紹介をお願いします。

どうぞ、松田議員。

1、議員（松田） 松田健司と申します。住所は、広尾郡広尾町字紋別19線49の42でございます。職業は会社員で、主に介護職に携わっております。よろしく申し上げます。

1、議員（堀田） 堀田成郎でございます。東1条11丁目に居を構えております。物流会社を経営しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

1、議員（浜頭） 浜頭勝です。よろしく申し上げます。住所は、会所前2丁目37番地です。職業は会社役員となっておりますが、漁業をしております。どうぞよろしく申し上げます。

1、議員（浜野） 浜野隆です。住所は広尾町野塚5線51番地で、農業をしております。2期目です。どうぞよろしく申し上げます。

1、議員（北藤） 北藤利通と申します。広尾町紋別21線127番地に住居を構えて、酪農業を営んでおります。どうぞよろしくをお願いいたします。

1、議員（志村） 丸山通南4丁目に住居を構えております志村國昭です。職業は無職です。どうぞよろしく申し上げます。

1、議員（小田） 丸山通北2丁目にいます小田雅二と申します。会社役員であります。よろしく

お願いします。

1、議員（萬亀山） 東1条12丁目の家電販売店をやっております萬亀山です。2期目です。よろしくお願いいいたします。

1、議員（前崎） 前崎茂でございます。丸山通北6丁目41番地、団体役員をやっております。4期目でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、議員（旗手） 旗手恵子です。東2条12丁目に住んでおります。団体役員です。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、議員（山谷） 広尾町字音調津1番地の20に住居を構えております山谷照夫、無職でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、議員（渡辺） 本通8丁目4番地、渡辺富久馬です。4期目です。よろしくお願いいいたします。

1、臨時議長（星加） 最後になりましたけれども、星加廣保といたします。5期目を今、当選させていただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

次に、理事者側の自己紹介を行います。町長から順次お願いをいたします。

1、町長（村瀬） 町長の村瀬優です。公園通南3丁目であります。よろしくお願いいいたします。

1、副町長（田中） 副町長の田中靖章でございます。丸山通南5丁目13番地であります。ただいま総務課長の事務も取り扱っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、教育長（菅原） 教育長の菅原康博でございます。住所は、並木通東2丁目でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、代表監査委員（大林） 監査委員の大林忠です。住所は、並木通東2丁目、仕事は漁業です。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、臨時議長（星加） 次に、管理職の方、順次お願いをいたします。

1、会計管理者（山崎） 会計管理者兼出納室長の山崎勝彦と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

1、企画課長（雄谷） 企画課長を務めています雄谷幸裕といたします。来年3月で定年を迎えます。よろしくお願ひいたします。

1、住民課長（齊藤） 住民課長の齊藤美津雄といたします。よろしくお願ひいたします。

1、保健福祉課長（宝泉） 保健福祉課長の宝泉大と申します。よろしくお願ひいたします。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 同じく保健福祉課子育て支援室長の浜頭力です。よろしくお願ひいたします。

1、養護老人ホーム兼特別養護老人ホーム所長（金石） 養護老人ホーム兼特別養護老人ホーム所長をしています金石輝義です。よろしくお願ひします。

1、農林課長兼町営牧場長（平） 農林課長兼町営牧場長を兼務しております平浩則です。よろしくお願ひいたします。

1、水産商工観光課長（室谷） 水産商工観光課長の室谷直宏です。どうぞよろしくお願ひします。

1、建設水道課長（前田） 建設水道課長の前田憲一です。どうぞよろしくお願ひします。

1、港湾課長（森谷） 港湾課長の森谷亨と申します。よろしくお願ひいたします。

1、総務課参事（西内） 総務課参事、消防関係を担当させていただきます西内努です。よろしくお願ひします。

1、管理課長（山岸） 教育委員会管理課長の山岸直宏でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1、社会教育課長（小川） 社会教育課長の小川浩司です。よろしくお願ひします。

1、臨時議長（星加） 以上で終わります。

◎開会の宣告

1、臨時議長（星加） ただいまから、令和2年第2回広尾町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

1、臨時議長（星加） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 仮議席の指定について

1、臨時議長（星加） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

これは、広尾町議会の運営に関する基準第1章第5節第10項により、年齢順となっているものがあります。念のため申し上げます。

◎日程第2 選挙第1号

1、臨時議長（星加） それでは、日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、堀田成郎議員、3番、浜頭勝議員を指名いたします。これは、仮議席順の若いほうから2名を選出して、新人は除いております。

それでは、投票用紙を配付させていただきます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはございませんね。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、堀田成郎議員、3番、浜頭勝議員、4番、浜野隆議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、小田雅二議員、8番、萬亀山ちず子議員、9番、前崎茂議員、10番、旗手恵子議員、11番、山谷照夫議員、12番、渡辺富久馬議員、13番、星加廣保議員です。

(投票)

1、臨時議長（星加） 投票漏れはございませんね。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

堀田成郎議員、浜頭勝議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

選挙結果の報告をします。

投票総数 13 票であります。そのうち有効が 13 票。有効投票のうち、堀田成郎議員が 9 票、旗手恵子議員 3 票、前崎茂議員 1 票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、堀田議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました堀田議員に、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました堀田議員に就任挨拶を許します。

1、議長（堀田） まずは、議長の任に就くことをご承認いただきましたことを、まずもって感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

冒頭、現在のコロナウイルスの感染等々、その拡大防止のために、このようにマスク姿でご挨拶をさせていただくことをお許しいただきたいというふうに思います。

広尾町は、止まらない人口の減少と、足元では広尾町に限らずですが世界的な新型コロナウイルスの蔓延で、経済はもとより人の心さえなかなか前を向けない状況が現在続いておりますが、今選挙において町民の負託を得た上で、町長部局の町政の執行に当たって、応か否かを決する議決権を有する議員としてこの席に集まった我々は、広尾町の明るい豊かな将来を見据えて、今、何をすべきなのか、どうすべきなのか、さらには議決権のみならず、いかに町の発展のためにどのような政策を打てばいいのかという提案ができるのか、全ては町の将来のため、町民の重い負託に全力で応えるために、この議席にある我々は全力をもってその任に当たらなくてはなりません。その議会の長として、当然のことではあります、その任に全力を賭して当たりたいというお誓いを申し上げます。

まずは、町の財政の健全化をしっかりと図ること、その上で町の将来にとって何が有用で何をしなくてはならないのか、厳しい財政の中でも将来に当たっての投資をしっかりと怠らず、次代、次々代

の若者たちにいかに明るいバトンを渡せるのか、その1点を最大の使命として、二元代表制の一翼を担う議会人として、皆様とともにまちづくりに当たっていききたいというふうに考えております。

我々は、その議決権を行使するに当たって、年間8,000万円を超える議会費を自ら計上しております。法に定める地方自治法の地方自治の民主主義のコストと言ってしまえばそれまでですが、そのコストは最大の効果を上げなくてはなりません。その費用に対して町民からやっぱりこの議会でしっかり広尾町のかじを取ってもらってよかったと、頼もしいと言っていただける最大の効果を現す議会であることを皆様とともにお誓いを申し上げ、言葉足らずではございますが、就任に当たってのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

1、臨時議長（星加） 以上で、臨時議長の職務は全て終了させていただきました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代のため、暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

(臨時議長、議長と交代)

1、議長（堀田） 再開します。

◎町長の挨拶

1、議長（堀田） ここで、村瀬町長から就任挨拶の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 初議会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

まず、このたび議会の改選におきまして、見事に当選されました議員の皆様にご心からお祝いを申し上げますところであります。

さて、不肖私、このたびの町長の改選におきまして、無投票当選の栄に浴し、4期目の町政の重責を担わせていただくことになりました。町民の皆様をはじめ各方面からのご支援とご厚情にご心から感謝を申し上げますと同時に、その責任と使命の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。今後も、より一層、住民の声を聞かせていただき、町政執行してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染防止、人口減少の加速、産業振興、港湾商工振興、高規格幹線道路の延伸、福祉、医療、教育など課題は山積しております。これらの問題に懸命に向き合い、これまで実施してきた政策を継続、さらに肉づけをして成果を上げ、活力のある住民が安心して暮らせる広尾町を築くため、全力を尽くす決意であります。

地方自治を取り巻く環境は厳しさを増す一方ですが、地域の課題の解決に向けて職員ともども全力投球してまいります。議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

◎追加日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長(堀田) 追加議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、浜野隆議員、5番、北藤利通議員を指名します。

◎追加日程第2 会期の決定について

1、議長(堀田) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

◎追加日程第3 選挙第2号

1、議長(堀田) 日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、志村國昭議員、7番、小田雅二議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、松田健司議員、3番、浜頭勝議員、4番、浜野隆議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、小田雅二議員、8番、萬亀山ちず子議員、9番、前崎茂議員、10番、旗手恵子議員、11番、山谷照夫議員、12番、渡辺富久馬議員、13番、星加廣保議員、2番、堀田成郎議員。
以上です。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

志村國昭議員、小田雅二議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。そのうち有効投票13票です。有効投票のうち、浜頭勝議員6票、前崎茂議員5票、山谷照夫議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、浜頭勝議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

ただいま副議長に当選された浜頭勝議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選された浜頭勝議員に就任の挨拶を許します。

1、副議長（浜頭） 副議長職を一生懸命頑張ります。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

1、議長（堀田） ここで、議員協議会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時40分 休憩

午前11時39分 再開

本会議を再開します。

◎追加日程第4 議席の指定について

1、議長（堀田） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、議席番号と氏名のほうを申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員、13番、堀田成郎議員。

以上であります。

1、議長（堀田） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、ただいまから指定の議席に着席願います。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

再開します。

◎追加日程第5 常任委員の選任について

1、議長（堀田） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により指名をしたいと思います。

これより事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、総務常任委員会、7名であります。1番、松田健司議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、13番、堀田成郎議員。

次に、産業常任委員会委員であります。6名であります。2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員、12番、浜頭勝議員。

以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、常任委員は、配付した名簿のとおり選任することに決しました。
ここで、副議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

(議長、副議長と交代)

1、副議長(浜頭) 再開します。

ただいま総務常任委員に選任された議長から常任委員を辞任したい旨の申出がありました。議長は、その職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもあり、常任委員を辞任したいとするものであります。

◎日程追加の議決

1、副議長(浜頭) お諮りします。議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第2とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第2として議題とすることに決しました。

◎追加議事日程第2 日程第1 議長の常任委員辞任について

1、副議長(浜頭) 追加議事日程第2、日程第1、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀田議長の退場を求めます。

(堀田成郎議長 退席)

お諮りします。本件は、申出のとおり常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任については許可することに決しました。

議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

(副議長、議長と交代)

1、議長（堀田） 再開します。

ここで、各常任委員会の委員長、副委員長を互選するため、委員会の開催を願います。委員会の開催場所は議員控室で行います。先に総務常任委員会を開催し、終了後、産業常任委員会を開催します。なお、臨時委員長は、委員会条例第9条第2項の規定に基づき年長委員が務めることとなります。

各常任委員会が終了するまで本会議を休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時07分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

総務常任委員会の委員長に11番、旗手恵子議員、副委員長に5番、北藤利通議員、産業常任委員会の委員長に9番、渡辺富久馬議員、副委員長に2番、浜野隆議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎追加日程第6 議会運営委員の選任について

1、議長（堀田） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。

これより事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、議会運営委員について申し上げます。

4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員。

以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、配付した名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、議会運営委員会の委員長、副委員長を互選するため、議会運営委員会の開催を願います。委員会の開催場所は、議員控室で行います。なお、臨時委員長は、委員会条例第9条第2項の規定に基づき年長委員が務めることとなります。

委員会が終了するまで、本会議を休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時18分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に8番、山谷照夫議員、副委員長に4番、前崎茂議員が互選されました。以上で、報告を終わります。

◎追加日程第7 議会広報特別委員会の設置について

1、議長（堀田） 日程第7、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は、本町議会の内容等を広く町民に知らしめるための調査研究及び議会広報発行等のため、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を令和4年2月28日までとし、閉会中も継続して調査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を令和4年2月28日までとし、閉会中も継続して調査することに決しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。

本委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定に基づき指名したいと思います。

これより事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、朗読をいたします。

議会広報特別委員会委員。1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上です。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、配付した名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、議会広報特別委員会の委員長、副委員長を互選するため、議会広報特別委員会の開催を

願います。委員会の開催場所は、議員控室で行います。なお、臨時委員長は、委員会条例第9条第2項の規定に基づき年長委員が務めることとなります。

委員会が終了するまで、本会議を休憩します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時27分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会広報特別委員会において正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

議会広報特別委員会の委員長に3番、萬亀山ちず子議員、副委員長に11番、旗手恵子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎追加日程第8 選挙第3号

1、議長（堀田） 日程第8、選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、堀田成郎議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、堀田成郎議員は、十勝圏複合事務組合議会議員に当選されました。

◎追加日程第9 選挙第4号

1、議長（堀田） 日程第9、選挙第4号 とちか広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、堀田成郎議員、浜頭勝議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました各議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、堀田成郎議員、浜頭勝議員は、とかち広域消防事務組合議会議員に当選されました。

◎追加日程第10 選挙第5号

1、議長(堀田) 日程第10、選挙第5号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

南十勝複合事務組合議会議員に、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました各議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員は、南十勝複合事務組合議会議員に当選されました。

◎日程追加の議決

1、議長(堀田) 次に、町長から専決処分の報告3件、専決処分の承認3件、各会計補正予算の

議案4件の提出がありました。

お諮りします。提出のあった10件について日程に追加し、追加議事日程第3とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出のあった10件についてを日程に追加し、追加議事日程第3として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時34分 再開

再開します。

◎追加日程第11 発委第1号

1、議長(堀田) 日程第11、発委第1号 議会運営委員会の所管事務調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) それでは、議会運営委員会の所管事務調査について申し上げます。

会議規則第75条の規定によりまして所管に関する事務について議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、調査期間、令和2年第2回臨時会終了後から令和2年第2回定例会まで。

2としまして、調査の内容であります。

(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上でございます。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続調査できるよう提案がありました。委員長の申出どおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長の申出どおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎追加議事日程第3 日程第1 行政報告

1、議長（堀田） 追加議事日程第3、日程第1、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第2回臨時会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてであります。

このたび新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、罹患された皆様と感染拡大により生活に影響を受けている住民の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い終息を願っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症は国内外で感染が急速に拡大してきており、北海道においても第2波とも言える感染拡大が進み、政府は4月16日、法律に基づく緊急事態宣言を本道を含む全国を対象に発出し、さらに5月31日まで延長されたところであります。

こうした状況を踏まえ、本町においても町民の命と健康を守ることを最優先に、様々な感染拡大防止のための緊急対策を取ってきたところであります。

しかし一方で、本町の地域経済に与える影響も多大なものがあることから、感染拡大防止と並行して、地域経済への影響をできる限り抑え、雇用の維持や事業の継続のため、早急な対策が必要であると考えております。現時点での本町におけるこれまでの感染防止対策と今後の緊急経済対策について報告をさせていただきます。

初めに、感染拡大防止策であります。本町においては平成26年に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画の規定により、新型コロナウイルス対策本部を2月4日に立ち上げ、延べ5回にわたり対応を検討してまいりました。せきエチケットや手洗いの徹底、密閉、密集、密接など3密の回避、不要不急の外出の自粛など、感染拡大防止へのご協力を防災無線や広報誌、町のウェブサイト、新聞折り込みなどを通して、町民にお願いしてきたところであり、町民の皆様のご理解とご協力に対し、感謝と敬意を表するところであります。

北海道の要請等に基づく本町の各施設等における休業等の実施状況であります。お手元の行政報告資料をご用意いただければと思います。行政報告資料の1ページからお願いをいたします。

表の上段、左から施設の区分、休業要請の対象の有無、実施内容であります。

まず、広尾小学校、豊似小学校、広尾中学校、それから次の2ページ上段の広尾高校については、北海道からの要請により5月31日まで臨時休業としております。

次の保育園、保育所は、可能な限り家庭での保育を要請しながら通常運営を行っているところであります。

3ページであります。

放課後児童クラブは、学校休業に伴い預ける場所がない保護者のため、1日開所としております。

図書館は、5月いっぱい原則休館とし、希望者には宅配による図書の貸出しを検討しております。

国保病院は、面会制限や発熱者との動線分離を行いながら通常業務を行っております。

養護老人ホーム、そして次の4ページの特別養護老人ホームにつきましては、面会を禁止するなどの措置を行い、通常業務を継続しております。なお、ご家族の皆様には、入所者の生活状況を電話や文書でお知らせをしているところであります。

次に、十勝港につきましては、外国船、内航船の乗組員等について、船舶代理店を通じて不要不急の上陸自粛を要請しているところであります。

勤労者体育センターから次の5ページの児童福祉会館までは、5月いっぱい休館をしております。

老人福祉センターについては、公衆浴場は通常営業を行っておりますが、ホールなどの利用については5月いっぱい休館としております。

各集会施設については、原則休所としております。

葬斎場につきましては、告別式の開始時刻を2時間ずらす措置を取るなど、細心の注意を払いながら通常業務を行っております。

次の6ページの海洋博物館から7ページ、音調津総合センターまでの施設につきましては、原則閉鎖、また、休館としております。

次の8ページであります。

子育て支援センターであります。休所としておりますが、どうしても預ける場所がない場合などは状況により一時預かりを実施しているところであります。

以上が、本町の現時点における休業等の状況であります。国の緊急事態宣言あるいは北海道の休業要請等が再度延長された場合または解除された場合は、それぞれの状況を勘案した上で、延長または解除していく方針であります。

また、町または外部団体が主催するイベント等は、原則中止や延期としているところであります。特に、本町の代表的なイベントでは、5月24日の日曜日に開催を予定しておりました広尾つつじまつりを、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、実行委員であります商工会青年部と協議した結果、中止とすることといたしました。

また、8月1日土曜日に開催を予定しておりました、十勝管内では唯一港で開催されます花火大会として、十勝の夏の風物詩になっている十勝港海上花火大会につきましても、つつじまつりと同様に町民の安全と安心を確保するため、やむを得ず中止することにしたところであります。

次に、町職員の新型コロナウイルス対策でありますけれども、毎日の体温測定とマスクの着用を義務づけているほか、カウンター及び職員の席と席の間にパーティションを設置するなど、町民と職員の感染拡大防止対策を行っております。さらに、首都圏や札幌市など、十勝管外への出張については原則禁止とし、外部団体との会議については書面会議に切り替えているほか、職員個人の私事用務についても、できる限りの自粛を要請しているところであります。

次に、緊急経済対策でありますけれども、国は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金や国民全員に一律10万円の給付を行う特別定額給付金などの経済対策を行うこととしております。

本町におきましては、外出自粛などの影響により、特に売上げが急減した飲食業を含む事業者を

応援するための応援クーポンを全町民に配布したほか、商工会が発行した飲食店応援プレミアムクーポン券にクーポンに対する補助を行ったところであります。また、中小企業金融支援策として運転資金の融資枠を500万円拡大し、その全額の利子補給を行っているところであります。

今後におきましては、緊急事態宣言が出されたこと、さらに5月末まで延長されたことにより、休業要請や不要不急の外出、イベントの自粛などが要請されていることに伴いまして、商工会の調査によりまして、飲食、宿泊、卸売、小売、製造業など、40%から50%の売上げが減少しているところであります。

これらの売上げが減少した中小企業並びに個人事業主に対し、令和2年3月から4月、または4月から5月のいずれかの売上合計額が対前年同月と比較して20%以上減少した事業者に対し売上減少額、上限30万円でありますが、給付金を支給することとしたところであります。さきの新聞発表では売上減少額の2分の1としておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことなどを考慮し、2分の1の給付率を撤廃し、売上減少額としたところであります。ただし、30万円の上限の変更はないところであります。

あわせて、当該企業に該当する中小企業並びに個人事業主には、6月と7月分の上下水道料金等の超過使用料金を全額免除することとしたところであります。

これらの緊急対策を講じることによりまして、大変厳しい状況に置かれている中小企業並びに個人事業者の支援と事業の持続を図ってまいります。

なお、これら中小企業緊急支援事業並びに特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業につきましては、本臨時会に補正予算を提出させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さらに、今後におきましては、本町の基幹産業である漁業、農業、その他の産業においても、新型コロナウイルスの拡大が及ぼす影響の推移を十分に見極めながら、関係団体と協議を進め、必要な支援について検討してまいります。

幸い、現在まで本町におきましては感染者が出ていない状況ではありますが、長期戦を覚悟しなければならない状況であります。感染者が出た場合に備えて対策ガイドラインを作成し、マスクや消毒液の備蓄を進めるとともに、災害が発生した場合の避難場所等の対応についても早急に検討を進めてまいります。

今後におきましても、町民の命と健康を守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでまいります。引き続き、町民の皆様、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、行政報告を終わります。

◎追加議事日程第3 日程第2 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第2、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等について教育行政報告をさせていただきます。

現在、町内の小中学校におきましては、北海道教育委員会から要請を受けまして、本町としても5月10日まで臨時休業を継続しております。

このたび、新型コロナウイルス対策等特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを受け、北海道教育委員会から学校の臨時休業についてさらなる要請があり、本町におきましても5月31日まで小中学校の臨時休業を決定したところでございます。

5月11日の週におきましては、児童生徒の心身の健康状態や家庭での学習状況の把握を行うため、家庭訪問等を実施いたしまして、その際、牛乳の消費拡大のため、児童生徒及び教職員に対し、500ミリリットルパック1個ではございますけれども、牛乳の配付を町費により行うこととしております。

5月18日からは感染症対策に十分配慮しながら、分散登校を実施いたしまして、段階的に教育活動の再開に向け、全ての児童生徒が学校におきまして教育を受けられるようにしてまいりたいと考えております。

また、感染症対策の影響等によりまして、家計が急変し、経済的な支援が必要となったご家庭には、年度の途中でも就学援助の申請を行っていただき、4月に遡及して認定するよう全ての児童生徒へ申請書を配付したいと考えております。

これに伴います予算につきましては、6月定例会において補正予算の提案を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、教育行政報告を終わります。

◎追加議事日程第3 日程第3 報告第2号

1、議長（堀田） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第2号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のと

おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

令和元年度広尾町一般会計補正予算（第8号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

令和元年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

専決処分の理由であります。基金の積立ての確定、長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年3月31日であります。

次のページの令和元年度広尾町一般会計補正予算（第8号）であります。

第1条は、予算の総額からそれぞれ5,760万6,000円を減額し、71億515万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次の4ページの歳入であります。

お手元の事項別明細書も併せてご覧をいただければと思います。

令和元年度一般会計の事項別明細書3ページであります。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

16款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金及びまちづくり基金の利子収入、繰替え運用収入の確定により整理を行ったものであります。同款2項財産売払収入につきましては、立木売払収入及びJ-クレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

17款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金につきましては、国鉄広尾線代替輸送確保基金、中川一郎記念館管理運営基金及び財政調整基金からの繰入金でありまして、歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

20款諸収入、5項雑入につきましては、中川一郎記念館での記念誌販売収入追加でありまして、基金整理に関わるものを整理したものであります。

21款1項町債につきましては、過疎対策事業債、豊似小学校整備事業債の減額でありまして、事業費の確定に伴い整理をするものであります。

次に、歳出であります。

2款1項総務管理費につきましては、財務管理費において基金積立金の整理、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費においては、歳出の確定に伴う整理であります。

3款1項社会福祉費につきましては、ふるさと納税寄附金の確定に伴い基金へ積み立てするものであります。同款2項児童福祉費につきましては、財源内訳の補正であります。

5款1項農業費につきましては、立木売払収入、J-クレジット売払収入の確定に伴い、農山漁

村ふるさと事業基金へ積立てをするものであります。同款2項林業費につきましては、Jークレジット売払手数料の確定による整理及び森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴い、森林環境振興基金へ積み立てするものであります。

9款1項教育総務費につきましては、ふるさと納税寄附金の確定に伴い教育振興資金積立金の追加を行ったものであります。2項小学校費につきましては、財源内訳の補正であります。

12款1項予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。7ページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債について整理したものでありまして、一番下になります。町債の合計から20万円を減額し、5億3,124万2,000円とするものであります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎追加議事日程第3 日程第4 報告第3号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第3号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。長期債の借入申請手続について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年3月31日であります。

続きまして、10ページの令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、歳入予算の補正で、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。次のページの歳入であります。

2款1項使用料10万円の追加は、下水道使用料の確定見込みによるものであります。

7款1項町債10万円の減額は、事業費の確定により整理をしたものであります。

次のページの第2表であります。地方債補正の変更であります。公共下水道事業債について整理

をしたものでありまして、町債の合計から10万円を減額し、8,530万円とするものであります。
以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎追加議事日程第3 日程第5 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についての報告を行います。村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第4号 専決処分の報告についてであります。

議案書13ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

専決処分の理由であります。介護給付費準備基金の積立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年3月31日であります。

次、15ページであります。

令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳出であります。

2款1項介護サービス等諸費449万9,000円の減額であります。保険給付費の確定により整理を行ったものであります。

3款1項基金積立金449万9,000円の追加であります。歳出額の確定により介護給付費準備基金の積立てを整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

◎追加議事日程第3 日程第6 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

議案書17ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和元年度広尾町一般会計補正予算（第7号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

令和元年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

専決処分の理由であります。ふるさと納税寄附金において見込みより多額の寄附があり、早急に謝礼等へ対応しなければならなくなり、地方自治法第179条第1項、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年3月23日であります。

次の19ページであります。

令和元年度広尾町一般会計補正予算（第7号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ300万円を追加し、71億6,276万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

17款1項寄附金200万円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金について、見込みにより目的ごとに整理をするものであります。

18款1項繰入金100万円の追加につきましては、ふるさと納税寄附に対する返礼品の経費に充当するため、まちづくり基金から繰入れを行うものであります。

21ページの歳出であります。

2款1項総務管理費137万9,000円の追加及び3款1項社会福祉費13万2,000円の追加につきましては、寄附の見込みにより基金への積立額の整理をするものであります。

6款1項商工費100万円の追加につきましては、寄附に対する返礼品の追加であります。

9款1項教育総務費48万9,000円の追加につきましては、寄附の見込みにより基金への積立額の整理を行ったものであります。

以上、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎追加議事日程第3 日程第7 承認第2号

1、議長(堀田) 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)についてであります。

専決処分の理由であります。療養給付費の支出について、地方自治法第179条第1項、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年3月31日であります。

24ページであります。

令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ182万8,000円を追加し、9億7,847万円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款2項道補助金182万8,000円の追加につきましては、保険給付費等交付金であります。

26 ページの歳出であります。

2 款 1 項療養諸費 182 万 8,000 円の追加につきましては、一般被保険者療養給付費保険者負担分
であります。

以上、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎追加議事日程第 3 日程第 8 承認第 3 号

1、議長（堀田） 日程第 8、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定によ
りこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 2 号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。

専決処分の理由であります。広尾町商工会が発行する、ひろお飲食店応援プレミアムクーポン事
業に対する補助及び備蓄用マスクの購入費について、地方自治法第 179 条第 1 項、議会の議決すべ
き事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認
め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和 2 年 4 月 20 日であります。

次のページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第2号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳出であります。

2款1項総務管理費100万1,000円の追加は、施設消毒の際などに使用するための備蓄用マスク1万3,000枚の購入費用であります。

6款1項商工費69万円の追加は、商工会が発行し販売する、ひろお飲食店応援プレミアムクーポンに係るプレミアム分及びクーポンの印刷費等の諸経費の補助であります。

12款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎追加議事日程第3 日程第9 議案第35号～日程第12 議案第38号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第35号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第12、議案第38号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第35号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第3号）から議案第38号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正の理由でありますけれども、特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金支給事業及び中小企業緊急支援事業、給付金支給事業に係る予算の追加並びに中小企業緊急支援事業に係る上下

水道使用料等の減免に係る予算の整理であります。

議案書 31 ページであります。

議案第 35 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 7 億 2,289 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 75 億 8,889 万 1,000 円とするものであります。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページであります。

お手元の事項別明細書も併せてご覧をいただければと思います。

事項別明細書 3 ページであります。

最初に、補正の歳入であります。

14 款 2 項国庫補助金 6 億 8,122 万 8,000 円の追加は、特別定額給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る補助金であります。

18 款 1 項繰入金 4,166 万 3,000 円の追加は、町単独の事業であります中小企業緊急支援事業給付金支給事業及び上下水道使用料等の減免の補填財源として財政調整基金から繰入れをするものであります。

次のページの補正の歳出であります。

事項別明細書は、4 ページであります。

2 款 1 項総務管理費は、特別定額給付金給付事業に係る予算の追加でありまして、18 節特別定額給付金 6 億 6,500 万円及び事業実施に係る事務費であります。

3 款 2 項児童福祉費は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る予算の追加でありまして、18 節子育て世帯臨時特別給付金 655 万円及び事業実施に係る事務費であります。

4 款 1 項保健衛生費 153 万 2,000 円の追加は、中小企業緊急支援事業に係る水道使用料等の減免による水道事業会計及び簡易水道事業特別会計の減収補填として補助及び繰り出しをするものであります。

6 款 1 項商工費は、中小企業緊急支援事業給付金支給事業に係る予算の追加でありまして、18 節中小企業緊急支援事業給付金 3,900 万円及び事業実施に係る事務費であります。

7 款 4 項都市計画費 107 万 8,000 円の追加は、下水道使用料の減免による下水道事業特別会計の減収補填として繰り出しをするものであります。

続きまして、議案書 34 ページであります。

議案第 36 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」によるものであります。

次のページの歳入であります。

1 款 1 項 使用料 1 万 7,000 円の減額は、使用料の減免によるものであります。

2 款 1 項は、一般会計繰入金を整理するものであります。

続きまして、議案の 36 ページであります。

議案第 37 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」によるものとしてあります。次のページの歳入であります。

2 款 1 項 使用料 107 万 8,000 円の減額は、下水道使用料及び個別排水使用料の減免によるものであります。

4 款 1 項は、一般会計繰入金を整理するものであります。

次に、38 ページの議案第 38 号についてであります。

第 1 条は、令和 2 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 2 条の収益的収入であります。予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

第 1 款第 1 項 営業収益から 151 万 5,000 円を減額し、同款第 2 項 営業外収益に 151 万 5,000 円を追加するものであります。

補正の内容でありますけれども、水道使用料の減免による減額を一般会計から補助金で補填するものであります。

以上で、議案第 35 号 令和 2 年度一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 38 号 令和 2 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）についての提案理由とさせていただきます。

なお、事業の詳細につきましては、担当課長よりそれぞれ補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

雄谷企画課長。

1、企画課長（雄谷） それでは、別冊でお配りしております議案資料をお手元をお願いして、1 ページをお願いいたします。

特別定額給付金事業についてご説明申し上げます。

まず、1 つ目の目的であります。新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として感染拡大防止に留意しながら、迅速かつ確実に家計への支援を行うものであります。

2 つ目の給付対象者及び受給権者であります。令和 2 年 4 月 27 日の基準日において住民基本台帳に記録されている方が給付対象者であります。

受給権者は、その方の属する世帯の世帯主であります。

3、給付額は、対象者1人につき10万円であります。

次、4、給付金の申請及び給付の方法であります。ページがまたがってしまっておりますが、まず2ページの①、郵便申請についてでございます。郵便申請では、申請書に振込先口座を記入していただき、振込先口座の確認のため振込先口座の通帳もしくはキャッシュカードのコピーと、本人であることが確認できる運転免許証とかマイナンバーカードのコピーを、申請書と一緒に返信用の封筒を使っていただいて役場に返送していただきます。感染拡大防止に留意しつつと言われておりますけれども、高齢者の方に配慮いたしまして、音調津、野塚、豊似地区には職員が出かけての申請受付を予定しております。その際には、3密の回避対策、消毒液の配置など、感染拡大防止の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

次、②のオンライン申請は、マイナンバーカードをお持ちの方がパソコンまたはスマートフォンから電子申請を行うことができます。給付に関しましては、申請者の本人名義の銀行口座への振込となります。

次、5、給付金の申請及び給付のスケジュールでございます。

まず、①、申請書の発送につきましては、5月12日の午前中に郵便局へ持ち込む予定でございます。郵便局は、翌日5月13日から配達を開始すると聞いております。普通郵便での配達になりますが、広尾町内3,300世帯でございまして、郵便局の話ですと、配達に4日程度かかるというふうに聞いておりますので、早い方は13日に届く方もいらっしゃるでしょう、遅い方は4日後ということも考えられます。

②の受付開始日は、申請書発送の翌日からでございますが、オンライン申請につきましては、本日8日の9時から受付を始めておまして、本日の午前中で5件の受付をしているところでございます。

③の給付の開始日、第1回の給付金の振込を5月の第5週、5月の25日から29日のいずれかの日を予定しております。

最後に、6、給付金の申請期限でございますが、郵便申請方式の申請受付開始日から3か月以内としますが、申請されていない方につきましては、高齢者を中心に個別に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

特別定額給付金事業についての説明は、以上になります。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 続きまして、追加議案資料3ページ、4ページをお開きください。

子育て世帯臨時特別給付金支給事業について補足説明させていただきます。

まず、1の目的であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育ての家庭に対する支援であります。

2の支給対象者、それと3の対象児童であります。対象は、2年の4月分の児童手当を受給する世帯、今年の3月31日までに生まれたお子さん、それから今年の3月まで中学生だった方までが該当となっております。

4の給付額ですが、1人につき1万円を支給するものであります。

5の給付金の申請と給付方法ですが、給付金の申請につきましては、公務員以外は情報をこちらで押さえておりますので必要ありませんが、公務員の方は情報がありませんので、所属庁からの証明書、それと口座確認が必要となっております。給付は、口座振込で行います。

6の給付の案内とスケジュールに関してですが、公務員以外は今月から準備を開始しまして、6月初めに案内発送等を行って6月中には支給としたいと思っております。公務員の方は申請の提出を所属、それと本人に促しまして、早い方は6月下旬の支給とし、迅速な事務対応を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上で、私のほうからの補足説明を終わります。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 議案資料の5ページをお開き願います。

広尾町中小企業緊急支援事業給付金支給事業の補足説明をさせていただきます。

1、目的としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、不要不急の外出や多人数での会食、イベントの自粛などが要請されていることに伴い売上げが減少した中小企業に給付金を支給し、事業の継続と雇用の確保を図ることを目的としております。

2、給付の対象者として、次に説明する全ての条件を満たす者とします。

①、町内に独立した事業所を持ち、町内で事業を営み、事業を継続していく意思がある者。

②としまして、別表で定める業種の中小企業であること。

7ページの別表をお開き願います。

該当する業種といたしましては、大分類で製造業、中分類で食品製造業の業種の中の水産食料品製造業、いわゆる水産加工業及び麺類製造業から8ページの表の一番下の行、医療、福祉の医療業の中のあんま店までの記載のとおりの各業種を対象といたします。

5ページにお戻り願います。

③、町税等及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者といたします。

④としまして、令和2年3月から4月または4月から5月のいずれかの税抜きの上合計額が前年同2か月と比較した額（売上減少額）が20%以上減少した者といたします。ただし、新規開業によりまして前年の対比が困難な場合は、開業月から令和2年2月までの売上平均額に2を乗じた額との対比といたします。

⑤、その他町長が特に認めた者を対象といたします。

3の給付額についてです。給付額は、売上減少額として、上限額を30万円といたします。

4、給付金の申請等につきましては、申請の期日を事業開始から7月31日までとしますが、対象

月自体は令和2年3月から4月または4月から5月のいずれかとするものであります。申請は町の商工観光係にさせていただきますが、申請等の相談につきましては商工会で行っていただきます。対象の事業者は、町に申請をした後、審査支給決定で通知を受けた後、町に支給請求書を提出していただき、口座振込にて支給いたします。

今後の予定としましては、本日の議決終了後、業務に取りかかりまして、来週の5月11日から商工会会員の対象事業者139事業者に今回の給付金関係の書類を随時送付いたします。そのほか、5月11日の週に新聞折り込みやホームページ、防災無線にて町民に周知いたします。申請の手续等が順調に進めば、早い方で5月末には給付金が支給される予定であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 議案資料の9ページをお開き願います。

まず、上下水道使用料等についてですが、上水道、簡易水道、下水道、個別排水処理施設のそれぞれの使用料を示すものであります。

1の減免の目的は、さきの広尾町中小企業緊急支援事業と同様に、広尾町内中小商工事業者の事業の持続と雇用の確保を図ることです。

2の減免対象事業者は、広尾町中小企業緊急支援事業給付金の支給決定がされた事業者といたします。

3の減免の期間は、給付金の支給決定がされた日の翌月に請求する分と翌々月に請求する分の2か月分について減免の期間といたします。

4の減免の額につきましては、上下水道使用料等のそれぞれの基本料金を請求額とし、超過料金分を減免いたします。また、個別排水処理施設使用料については、下水道使用料の基本料金と同額を請求し、超過料金分を減免いたします。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 再開

再開します。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 申し訳ございません。

先ほど私のご説明であったことについて、訂正をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

2の給付対象事業者につきましては、「次の全ての条件を満たす者」と記載しておりますが、「次の①から④に該当する者、もしくは⑤」に訂正させていただきます。

よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は一般会計から水道事業会計までの4件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から水道事業会計までの4件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案4件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。議案第35号から議案第38号までの4件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案資料の5ページなのですが、広尾町中小企業緊急支援事業給付金支給事業の給付対象事業者のうち、④で令和2年3月から4月または4月から5月のいずれかの売上げということなのですが、この規定でいくと2か月間という規定なのですが、いわゆる新型コロナウイルスの関係では、3月からそういった自粛ですとかの形で、既に5月まで含めると3か月間ということが言えるかと思うのですが、ここでは3か月間ではなくて2か月に限定しているのですが、なぜ2か月に限定したのか、これについて説明いただきたいと思います。

あと、その下のほうにありますけれども、「新規開業により」ということで「開業月から令和2年2月までの売上げの平均額に2を乗じた額」と書いていますけれども、例えば新規開業は3月に開業したと。この場合は、例えば3、4、5という形で影響を受けているわけなのですが、この部分の取扱いについてはどのようにされるのか。

それから、3の給付額、「給付額は売上減少額とし」ということで、新聞報道では減少額の2分の1を補填するとなっていますけれども、先ほどこれ撤廃したということなのですが、例えば管内の自治体でも、あるところでは、例えば20%以上のマイナスでは10万円、30%以上では20万円、50%以上は35万円と、いわゆる減少率によってそれぞれこの給付額、これを定めていますけれども、本町の場合は20%以上となっていますけれども、この辺の規定が明確でないのか、その点はどのようにされるのか。

それと、予算事項別明細の関係の5ページなのですが、6款商工費1項7目の関係ですが、この中で中小企業緊急支援事業給付金3,900万円とありまして、財源内訳が一般財源とな

っております。実はこの間、国は、いわゆる地方創生臨時交付金1兆円を予算計上するという中で、北海道分としては既に423億円、そのうち道分として183億円、市町村分が240億円となっておりますけれども、本町のこの交付見込額、これは幾らになっているのか、説明いただきたいと思っております。

それと、この間、各町村も4月末から5月にかけて臨時議会を開催しておりますけれども、4月28日付の道新には「広尾町 減収事業者に補助」という形で出されておりますけれども、私もこの10日間の間に、いろんな住民の方ですとか、事業者の方から質問やら問合せがあったわけなのですが、通常ですと報道発表と同じくして、こういった資料とか、そういったものが配付されるのですが、今回はこの議場に来て初めて資料を見るという中で、今、説明を聞いていたわけなのですが、なぜこのようにそういった議会に対する議案なり資料の配付が遅れたのか、これについて理事者のほうからお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、説明いたします。

1点目の3月、4月、5月のなぜ3か月としたという理由についてでございますが、当初、町側といたしましては、早急に給付をしたい、早くやりたいということで、商工会と打合せというか、しておりまして、やっていた中で3月と4月という月で最初打合せをしていたところなのですが、5月のイベントが中止になるという情報が結構出てきたもので、業者によっては5月の売上げのほう下がる業者が出てくるということも話合いの中で出てきたのです。それで、早急に出したいということもあったのですが、3月と4月、4月と5月ということで、給付する額が上がるといいますか、額が対象になる部分を上げたというところであります。

2点目の3月に開業された場合につきましては、申し訳ございません、今回の対象としておりません。

30万円の規定にございましては、一応本別町の例でいきますと100万円を出すとかという例もあったのですが、広尾町としましては、上限を30万円、画一的に支出というか、給付できればという考えで、このような規定を設けさせていただきました。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 4点目の新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の関係であります。

今回、この中小企業の関係につきまして、一般財源ということでもありますけれども、地方創生の臨時交付金、5月1日に決定をされたようでもありますけれども、町のほうにまだ正式な通知といえますか、それがまだ来ておりませんが、7,400万円というふうに別な形で聞いております。

約7,400万円であります。

あと、議案の配付の関係でありますけれども、これにつきましては、今回初議会というところでありまして、本来であれば臨時議会の3日前に配付をするという内容になっているかというふうに思いますけれども、今回初議会ということで、議長、それから副議長とも決まっていないうちで、議会のほうの考え方として当日の配付ということで私ども承っております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 給付額の関係で2分の1とかそういう基準が、ほかの町村もまちまちですけれども、一定のそういった率に应ずる金額だとか、割合だとか、そういう形で示しておりますし、いわゆる事業者から見ますと、そういった部分がある程度明確でないと、申請するに当たっても、不安感を覚えるかと思うのです。何かこれでいくと、広尾町に申請していろんな支給を行うということなのですが、これやっぱり一定程度のそういった区分をする必要があるかと思うのですけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

それと、今回のこの新型コロナウイルス感染拡大については、道はもとより国内でも大変大きな社会問題となっておりますし、町民も大変関心を持っている部分でありますけれども、例えば、さきの専決処分プレミアム商品券の関係も、事前に文書をいただきました。これも中身を見ますと緊急事態宣言ではなくて非常事態宣言という名称になっておりましたけれども、専決処分をしたいという、それは分かるのですけれども、事業費規模は幾らで、補助率が幾らで補助金額は幾らか、一切ないのです。せっかくそういった文書を出すのであれば、そういったこともきちんとやっぱり出す必要があるだろうし、これも我々新聞報道でしか分からないということなのです。

確かに初議会でありますから、これら案件については町長が提案するわけですから、議員の任期というのは4月29日までであって、新たに4月30日からまた新たな任期がスタートするわけですから、さきの専決処分する際の文書と同じような形で、例えば正式な議案でなくても、今言ったこれらの説明資料的なものをやはりある程度事前に報道と同じような形で我々に周知していかないと、二元代表制という中での議会としての役割が、十分住民の負託に应えられないということが言えるかと思うのです。

ですから、少なくとも、この重要案件が、今、手元に配られて、今、説明されて質問するというのは本当に大変なことですし、そういった意味では、もう少しきちっとした配慮というのが必要かと思うのですけれども、その点についてもう一度お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） この給付対象の中で、3月、4月、それから4月、5月の関係、今、担当課長のほうからもお話をしましたけれども、この関係につきましては、商工会のほうと事前に協議を

いたしまして、早くこのコロナの関係で困っている事業者の方々に給付金を出したいというところで、当初は3月、4月というくくりの中で話を進めていたわけなのですけれども、この長引くコロナの影響で3月、4月だけではなくてやっぱり5月まで、4月、5月も対象に入れるべきだというご意見の中で、今回3月、4月、それから4月、5月という2か月の売上げの合計額が減少した額について補助対象と、給付対象とさせていただいたというところであります。

また、給付額の関係につきましても、率に応じてというお話もありましたけれども、先ほど町長のほうからも説明いたしましたように、当初、売上上限、売上減少額の2分の1というところで考えておりましたが、この長引くコロナの影響、5月31日まで緊急事態宣言が延長されたということも勘案して、それらの給付率を撤廃させていただいたというところでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、資料、議案等の配付について、今後におきましても、議会事務局のほうと調整をしながら、今、議員さんがおっしゃられたようなところ、配慮をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第35号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第38号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの4件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第38号までの4件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案4件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は討論を省略します。

これより議案第35号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第38号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの4件を一括採決します。

お諮りします。本案4件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和2年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時50分